

刑法改正に伴う特別部会の設置について

<刑法改正（可決成立日 令和5年6月16日、公布日 令和5年6月23日、
施行日 令和5年7月13日（一部の規定を除く）>

- 「第178条」準強制わいせつ及び準強制性交等が削除
（「第176条」強制わいせつ「第177条」強制性交「第178条」準強制わいせつ及び準強制性交等を
「第176条」不同意わいせつ「第177条」不同意性交 に統合）
- 「第176条」「第177条」において、性行為同意年齢が13歳から16歳に引き上げ。

<大阪府青少年健全育成条例>（現行）

（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）

第44条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により認識することができる方法により描写した写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体その他の物（以下「子どもの性的虐待の記録」という。）を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

- （1）刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条までの規定に該当する行為
 - （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号に掲げる行為
 - （3）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第2項に規定する児童買春
 - （4）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条第2号に掲げる行為及び同法第3条の虐待
 - （5）第39条各号に掲げる行為
 - （6）13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
 - （7）13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 2 何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければならない。

<刑法改正に伴う特別部会の設置>

- ・ 条例改正の必要性について、特別部会で議論